

注意事項

事業経営に必要な資金以外は融資あっせんできません。
また、事業内容が堅実でない者、返済見込みがないと認められる場合も同様です。

☆☆☆

運転資金…原材料の購入、給与・労賃の支払、商品仕入等

設備資金…設備の新增設、改良・補修等

※借入金の返済、生活・住宅資金、投機資金は融資対象外です。

☆☆☆

融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

☆☆☆

信用保証協会の審査により、融資及び保証内容の変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

深谷市制度融資のご案内

深谷市では、市内の中小企業者のみなさまに、事業に必要な資金を低利に調達していただくため、金融機関に融資のあっせんを行っています。
運転資金・設備資金にお困りのときはご相談ください。

～小口資金・特別小口資金～

- 限度額 運転・設備ともに2,000万円
- 貸付期間 運転 10年以内 ・ 設備 12年以内
- 利率 年利 1.30%

**利子・保証料の20%（小口）
保証料の100%（特別小口）
の補助があります**

詳しくはパンフレットの中へ…！

深谷商工会議所・ふかや市商工会で受付しています。
ぜひ、ご相談ください。

令和7年1月版

機関名			所在地	電話番号
問 い 合 わ せ	申 込 先	深谷商工会議所	深谷市本住町 17-3	048-571-2145
		ふかや市商工会（本所・南部支所）	深谷市永田 1420	048-584-2325
		ふかや市商工会（北部支所）	深谷市岡 2392	048-585-3750
	深谷市役所 商工振興課		深谷市仲町 11-1	048-577-3409

制度名	申込要件	限度額	貸付期間(据置期間)		利率	連帯保証人	信用保証料	返済方法	備考
			運転	設備					
小口資金	①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市内に事業所を有するかた ③1年以上市内に居住(法人の場合は市内に本社を設置)し、同一の事業を営んでいるかた ④税金完納者または税金完納見込みのあるかた ⑤信用保険法施行令に定める業種を営んでいるかた	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	12年以内 (1年以内)	1.30%	個人:原則として不要 法人:原則として代表者	埼玉県信用保証協会が定める	原則として元金均等月賦償還	☆当初の契約期間内に完済した場合、 完済奨励金 として「利子+保証料」の20%以内を補助します。
特別小口資金	上記の小口資金の要件のほか、次の要件が必要となります。 ⑥常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の事業所 ⑦市県民税の所得割(法人の場合は法人税割)がある事業者	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	12年以内 (1年以内)	1.30%	不要	埼玉県信用保証協会が定める	原則として元金均等月賦償還	☆当初の契約期間内に完済した場合、 完済奨励金 として信用保証料相当額を補助します。

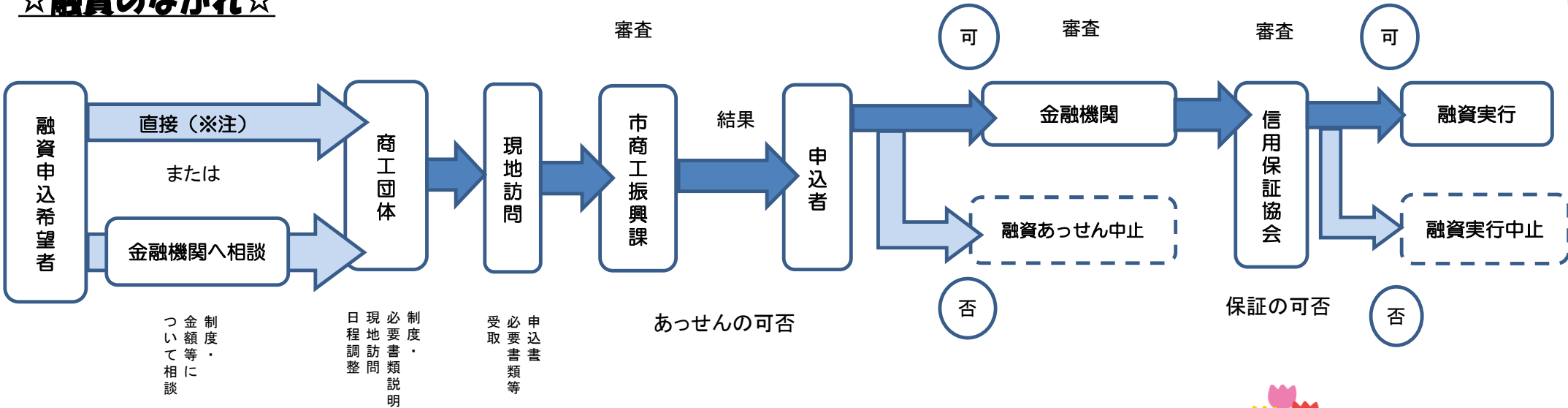
・中小企業近代化経営資金と中小企業緊急運転資金の新規申し込みは、受け付けておりません。

・利率は、令和7年1月1日現在のものです。今後、市場金利の動向等により改正される場合があります。

・特別な事情がある場合には、法人代表者以外の連帯保証人や担保を徴求する場合があります。

・いずれの制度も埼玉県信用保証協会の保証を付することになります。

☆融資のながれ☆



(※注) 商工団体が申込者より直接相談を受けた場合は、金融機関へ確認を行います。



(●:必須 ○:場合により必要)		小口		特別小口		備考
		個人	法人	個人	法人	
No	必要書類					
1	融資申込書	●	●	●	●	市様式
2	個人情報同意書	●	●	●	●	市様式
3	決算書の写し(直近2期分)(※注)		●		●	
4	科目別明細の写し(直近2期分)(※注)		●		●	
5	試算表(決算から6ヵ月経過している場合)		○		○	
6	所得税確定申告書の写し(直近2年度分)	●		●		
7	所得税確定申告書添付の決算書の写し(直近2年度分)	●		●		
8	法人市民税の納税証明書(直近2年度分)				●	
9	市税に滞納がないことの証明書	個人	●	●	●	法人は代表者分も提出
		法人		●	●	
10	市県民税の課税証明書(直近2年度分)			●		
11	履歴事項全部証明書		●		●	
12	許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合)	○	○	○	○	
13	宣誓書(酒類を扱う飲食業の場合)	○	○	○	○	
14	経歴書(保証協会の利用が初めての場合)	○	○	○	○	
15	印鑑証明	個人	●	●	●	法人は代表者分も提出
		法人		●	●	
設備資金の場合	見積書		○	○	○	○
	カタログ又は図面		○	○	○	○
	店舗等新築増改築	賃貸	賃貸借(使用貸借)契約書の写し	○	○	○
			貸主の承諾書	○	○	○
	自己所有	固定資産税の納税通知書の写し	○	○	○	○
	建築確認済証の写し		○	○	○	○

(※注) 2期目の決算又は確定申告が終了していない者は1期分とする。

・事業内容や事業継続状況等により、上記以外の書類が必要となることがあります。

・No.8、9、10、15(個人)は市役所、No.11、15(法人)は法務局でお取りください。

